

秋の運動ニュース

2009年
12月8日
NO.11

川越・東松山民主商工会
川越市小仙波町 3-15-5
電話 049-222-4344

資金繰りの相談は一人で悩まず民商へ 中小業者・民商の要求が実り、『金融円滑化法』成立！

金融機関に努力義務！

11月30日に『金融円滑化法』が国会で成立しました。これは民商も要求してきたもので、金融機関に中小企業、住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、条件変更等を行う努力義務が課せられました。中小業者の資金繰りを支え、借入金の返済猶予など、金融の円滑化をうながす法律です。

この法案の施行にあわせて金融庁は「中小企業が条件変更していても不良債権扱いしない」など、金融機関がより幅広い中小業者の金融要求に応えるよう指導していくことになりました。

1人で悩まず民商で相談を

きびしい不況のなかで、中小業者の資金繰りは大ピンチです。民商は、金融機関・保証協会とも交渉し、困難な融資を数多く実現しています。

「月々の返済額を減らしたら」「貸し渋りで

資金繰りが大変」など、1人で悩んでいませんか。資金繰りの相談は、早めに民商へ。



第1回理事会開催

12月5・6日の1泊で、嵐山の国立女性教育会館において、組織統合後はじめての理事会を学習・懇親をかねて開催しました。

残念ながら参加人数が少なかったのですが、県連の小松事務局員を講師にした学習会では「これからは税金だけではなく、金融・経営で相談に乗れる民商が求められている。私たちの要求で政治が動く状況になって、民商・全商連の役割がますます大きくなっている」と強調。

理事会では各支部・専門部などからの報告の後、新春の集い、春の運動の方針や申告班会の開催要項などが確認されました。

夜の交流会では、役員・事務局が率直に本音で話し合え、有意義な交流会となりました。

組織統合記念新春のつどい

日時：1月9日（土）

午後（6時開場）6時半開会

場所：ラ・ボア・ラクテ（旧平安閣）

*ご参加お待ちしております